

入間市特別養護老人ホーム優先入所指針

1.目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）のサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるため、施設が優先入所（以下「入所」という。）に関する手続き及び入所の必要性を評価する基準等を制定する際の参考とすべき基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

2.対象となる施設

この指針の対象となる施設は、市内に所在する施設とする。

3.入所の対象となる者

入所の対象となる者は、要介護度1から5の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難なものとする。

なお、介護保険施設に入所している者及び要介護1から5の認定を受け病院に入院している者についても対象とする。

4.入所申込み及び入所決定の手続き

(1) 入所の申込み

入所申込みは、入所希望者又は家族等が特別養護老人ホーム優先入所申込書（以下「申込書」という。）（参考様式1）を入所を希望する施設に直接提出して行う。

なお、申込内容に変更が生じた場合には施設に連絡し、施設が必要と認めた時には再度申込書を提出する。

(2) 入所申込みの受付

ア 施設は申込書の受付に際し、原則として入所希望者又は家族等と面接のうえ、本人の心身の状況等を確認する。

イ 施設は申込者に対し、この指針に定める入所決定の手続き及び入所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受ける。

ウ 施設は申込書を受け付けた場合には別に備える受付簿（参考様式2）にその内容を記載し、管理する。

(3) 入所順位決定の手続き

施設は、入所順位の決定に係る事務を処理するため合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ア 委員会の構成

委員会は、施設の施設長、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等で構成する。

なお、委員には入所決定の公平性・中立性が保てる第三者を加えるものとする。

イ 委員会の開催

委員会は施設長が招集し、原則として毎月1回開催する。

ウ 委員会の所掌事務

委員会は、特別養護老人ホーム優先入所決定調査票（以下「調査票」という。）（参考様式3）、先行者名簿（参考様式4）及び申込書等に基づいて入所の必要性を総合的に検討し、入所順位の決定を行う。

エ 委員会の議事録

委員会は開催ごとに議事録を作成し、2年間保管しておくものとする。

県又は市から求められた場合には提出しなければならない。

オ 結果の通知

施設は、申込受付後最初に開催する委員会で決定された順位について申込者に特別養護老人ホーム優先入所順位検討結果通知書（参考様式5）により通知する。

カ 説明責任

施設は、入所希望者又は家族等から入所順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

キ 守秘義務

施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(4) 入所順位決定後の再確認等

施設は、入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直す。

5. 入所の必要性を評価する基準

施設は、申込書を受け付けた場合には、速やかに調査票を作成し、委員会開催日の前日までに優先順位をつけた選考者名簿を調製する。

(1) 入所順位の評価基準

施設は、次の項目について別表の「入所順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位をつける。

- ア 介護の必要の程度及び心身の特性
- イ 介護者の状況
- ウ 在宅介護の状況
- エ 本人の住所地

なお、この方法で順位付づけが困難な場合には、更に次の項目を順次勘案し、優先順位をつける。

- ア 待機期間（長短の順）
- イ 年齢（高い順）

(2) 施設の受入れ体制による調整

委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には優先順位を調整できる。

- ア 性別に応じた居室の状況
- イ 認知症に対する施設の受入体制
- ウ 医療行為を必要とする場合における施設の受入体制

(3) 入所辞退者の取扱い

入所希望者の都合により、入所の辞退があった場合には、施設の判断により一定期間順位を繰り下げる。一定期間経過後入所辞退者から再度の申し出がない場合には選考者名簿から抹消し、受付簿にその旨記載する。

6. 入所順位決定の特例

次の場合には施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができる。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託による場合
- (2) 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を召集する余裕のない場合
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第39号第19条に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合

7. 指針の公表

この指針は公表する。

8. 指針の見直し

この指針は、必要に応じて見直しを行う。この場合にはこの指針を作成した時と同様に関係団体等で協議する。

9. 適正運用

- (4) 施設は、この指針を参考に優先入所に係る取扱規定を定め、入所の決定を適正に行わなければならない。
- (5) 市は、施設に対しこの指針の適正な取り扱いについて必要な助言を行う。

10. 適用時期

この指針は、平成15年10月1日から適用する。但し、指針の4及び5については、7月1日から適用する。